

TOPICS

所得税と市県民税の申告はお早めに

受付は2月18日～3月17日

平成19年分の所得税の確定申告と、平成20年度の市県民税の申告の時期になりました。
申告期限(3月17日)が近づくと、会場が大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。
なお、市税務課では期間内の毎週木曜日は、午後7時まで受付をしていますのでご利用ください。

所得税の確定申告が必要な人

◇事業をしている場合、不動産収入がある場合、土地や建物を買った場合などで、平成19年中の所得(収入額から必要経費を引いたもの)の合計額が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を超える人

◇サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人

- ①給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人
- ②2か所以上から給与を受けている人
- ③平成19年中の給与収入が、2千万円を超える人

市県民税の申告が必要な人

◇平成20年1月1日に市内に居住し、平成19年中に所得があった人

◇国民健康保険に加入している人

申告で市県民税の税額が変わる人

◇平成19年12月31日現在で、しよがい者の認定を受けている人

◇平成19年12月31日現在で、夫と死別後再婚していない女性で合計所得金額が5百万円以下の寡婦、又は寡夫に該当する人

申告会場

市役所東別館6階会議室

※昨年から会場を変更しています。お間違えのないようにご来庁ください。



申告会場(東別館)では、次の休日でも申告を受け付けますので、ご利用ください。

【日程】2月23日(土)

2月24日(日)

3月1日(土)

3月2日(日)

【時間】午前9時～午後4時

申告をされる皆さんへ

●申告に必要なものは

○申告書(税務署から送付されたもの)

○印鑑

○所得計算の資料(収入・経費明細を記載した「収支内訳書」や支払証明書)

○各種控除に必要な資料(保険料や医療費の領収書などの証明)

●該当する人は次のものを

①平成19年中に国民健康保険料等を納められた人は、税務課から送付した「納付済額のおしらせ」をお持ちください。

②平成19年中に国民年金保険料や国民年金基金の掛金を納めた人は、社会保険庁又は各国民年金基金から送付された証明書類を必ずお持ちください。

③農業・不動産・営業等所得を申告される人は、確定申告書に同封されている収支内訳書(又は市申告書裏面の収支明細欄)を記入してお持ちください。

④不動産所得で、市の固定資産税を必要経費として申告される人は、固定資産税の課税明細書をお持ちください。

⑤医療費控除を申告される人は、平成19年中に支払われた医療費の総額を必ず計算しておいでください。(文書料・差額ベット料金・インフルエンザの

予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります。)また、健康保険や生命保険で補てんされた保険金があれば、補てんされた金額がわかるものを必ずお持ちください。

※市では株式、譲渡に関する申告は受付できません。税務署での申告をお願いします。

※このほかに、65歳以上で要介護認定を受けている寝たきりまたは重度の認知症の人は、特別障害者の「認定書」で特別障害者控除が受けられます。また、おむつ費用の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は「証明書類」で医療費控除が受けられます。認定書、証明書類の発行について詳しくは高齢福祉介護課(☎7789)へ。

●農業所得申告をされる人は

平成19年分の申告から減価償却制度や補助金等について改正がありましたので、お気をつけください。
減価償却資産は、耐用年数経過時点で1円まで償却できます。ただし、取得時期(平成19年4月1日の前後)により、計算方法が異なるのでご注意ください。
水田農業構造改革交付金等(産地づくり対策交付金など)

長浜税務署からのお知らせ お問合せ(☎6144)

《e-TAX確定申告会場の開設》

ご利用いただくと最高で5,000円の税額控除が受けられるe-TAXの確定申告用パソコンを申告会場(長浜市役所東別館6階会議室)に2台設置します。



○日程等

期間：2月18日(月)～3月17日(月)

※土・日は除く

時間：午前9時～正午
午後1時～4時

場所：長浜市役所東別館6階会議室

○利用ができる人

申告書の記載準備がすべてできている人で、電子証明書発行済の住民基本台帳カードを持っている人(事前に「e-TAXの開設届」が必要です)
※電子証明書発行済の住民基本台帳カードについては、市民課へお問合せください。



市のホームページ
http://www.city.nagahama.shiga.jp
からダウンロードできます

については、一時所得扱いではなく、雑収入になります。平成17年度分まで農業所得標準で申告されていた人の平成17年分精算米は、収入には参入しません。(平成18年分精算米からの収入になります。)

●農業所得収支計算ソフト(平成19年度税制改正対応版)を作成しましたのでご利用ください。

田植機やコンバインなども登録手続きが必要です

田植機やコンバイン、トラクターなどで、登録をしていない(ナンバープレートの交付を受けていない)車両がありましたら、市税務課または各支所市民福祉課までお届けください。



問い合わせ

税務課市民税・国保料グループ
(☎6524)
浅井支所市民福祉課
(☎4352)
びわ支所市民福祉課
(☎5253)

申告相談

申告期間中は、申告会場のほか、次の会場でも申告の相談や受付を行いますので、お気軽にお越しください。

対象区域	相談会場	申告受付・相談日時	
びわ地区	びわ支所 1階会議室	2月25日(月)～ 2月29日(金)	午前9時～午後5時
浅井地区	浅井支所 3階大会議室	3月3日(月)～ 3月7日(金)	午前9時～午後5時
北郷里地区	北郷里公民館	3月12日(水)	午前9時～正午
	姉川コミュニティ 防災センター		午後1時～午後6時